

# 千葉県報

号外  
令和5年10月24日

## 主要目次

- 千葉県財務規則の一部を改正する規則 一
- 千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令 一
- 建設工事等契約事務取扱実施規程の一部を改正する訓令 一

## 規

千葉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 千葉県規則第六十号

### 千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県財務規則（昭和三十九年千葉県規則第十三号の二）の一部を次のように改正する。

第九十七条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録による契約書等の作成）

第九十七条の二 第九十六条第一項又は前条の規定により作成することとされている契約書及び変更契約書については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもつて、これらの書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、これらの書類とみなす。

### 附則

この規則は、令和五年十一月一日から施行する。

## 訓

## 令

千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 千葉県訓令第十三号

本庁  
出先機関

### 千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令

千葉県行政文書規程（昭和六十一年千葉県訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号を削る。

第四十二条の二第三項を次のように改める。

3 前項の規定により電子署名を付す場合にあつては、主務課長又は主務課長が指名する者は、当該電子署名を付す電子文書の確認をしなければならない。

### 附則

この訓令は、令和五年十一月一日から施行する。

建設工事等契約事務取扱実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 千葉県訓令第十四号

### 建設工事等契約事務取扱実施規程の一部を改正する訓令

建設工事等契約事務取扱実施規程（昭和五十年千葉県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

### 第十九条 削除

別記第四号様式から別記第八号様式までを次のように改める。

別記第十号様式を削る。

### 附則

この訓令は、令和五年十一月一日から施行する。

本庁  
出先機関

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八